

平成23年度裁判所事務官採用 I 種・II 種試験

専門試験問題集

(受験上の注意事項)

- 1 指示があるまで開いてはいけません。
- 2 この問題集の右上の枠に、受験番号、氏名を記入してください。
- 3 試験時間は、午後1時から午後2時30分までの1時間30分です。
- 4 この問題集には、必須問題20題(1ページ～21ページ)と選択問題2科目20題(22ページ～50ページ)が掲載されています。選択問題については、刑法又は経済理論のうち、1科目(10題)を選択の上解答してください。配点は各問1点です。
- 5 この問題集は、試験終了後、持ち帰ってください。途中退室する場合は、自己の机の上に問題集を置いたままにしていったん退室し、係員の指示に従って、この时限の試験終了後速やかに自己の問題集を持ち帰ってください。ただし、棄権者及び不正行為者については、問題集の持ち帰りを認めません。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。

受験番号	
氏名	

(答案用紙の記入にあたっての注意事項)

- 1 答案用紙の「受験番号」「受験番号のマーク」「試験地」「氏名」の欄は、下の記入例を参考にして、正しく記入してください。特に「受験番号のマーク」について、例年「1」と「0」を取り違える等マークミスが多く見られますので、注意してください。
- 2 マークは、下の記入例のように、HBの鉛筆又はシャープペンシルではっきりと塗りつぶしてください。解答を訂正するときは、消しゴムできれいに消してください。マークが不完全であったり、完全に消していないときは、誤答の扱いを受けることがあります。
- 3 選択問題については、刑法を選択する人は「科目選択欄」の「刑法」にマークして「刑法」の解答欄に解答し、経済理論を選択する人は「科目選択欄」の「経済理論」にマークして「経済理論」の解答欄に解答してください。「科目選択欄」にマークした科目のみが採点の対象となりますので、解答欄を間違えないように注意してください。

答案用紙記入例

受験番号						
種別	1	1	0	2	3	4
事務官	●	●	○	○	○	○
特例	①	②	③	④	⑤	⑥
RA	0	0	0	0	0	0
Y	0	0	0	0	0	0
	5	5	5	5	5	5
	6	6	6	6	6	6
	7	7	7	7	7	7
	8	8	8	8	8	8
	9	9	9	9	9	9
	0	0	0	0	0	0

試験地	横浜市	氏名	山田 太郎
-----	-----	----	-------

問題1～20が必須科目の問題、問題21～40が選択科目の問題です。選択科目は選択した科目のみ解答してください。また、選択した科目の方を「科目選択欄」にマークしてください。

科 目 選 択 欄	21	22	23	24	25	26
	解 答 欄	刑 法	經 濟 理 論	解 答 欄	刑 法	經 濟 理 論
	●	0	0	0	0	0
	0	●	0	0	0	0
	0	0	●	0	0	0
	0	0	0	●	0	0
	0	0	0	0	●	0
	0	0	0	0	0	●

*選択する科目にマークしてください

科 目 選 択 欄	31	32	33	34	35	36
	解 答 欄	刑 法	經 濟 理 論	解 答 欄	刑 法	經 濟 理 論
	●	0	0	0	0	0
	0	●	0	0	0	0
	0	0	●	0	0	0
	0	0	0	●	0	0
	0	0	0	0	●	0
	0	0	0	0	0	●

*選択する科目にマークしてください

問 題 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
解 答 欄	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	

指示があるまで開いてはいけません。

】 公共の福祉に関する次のA説～C説の学説についての記述として最も適當なのはどれか。

A説 憲法12条、13条の「公共の福祉」は、人権の外にあって、人権を制約することができる原理である。

B説 人権が公共の福祉によって制約されるのは、個別の人権規定で「公共の福祉」による制約を認めている場合だけであり、憲法12条、13条の「公共の福祉」は、人権制約の根拠となりえない。

C説 公共の福祉は、人権相互の矛盾や衝突を調整するための実質的公平の原理である。

- 1 A説は、人権を制約する根拠には人権に内在するものと外在するものがあると考えている。
- 2 B説に立つと、憲法22条、29条の「公共の福祉」は、特別の意味を持たないことになる。
- 3 B説は、明治憲法の場合と同じように、人権一般に「法律の留保」を認めたことになると批判される。
- 4 C説は、公共の福祉の内容を、自由権を各人に保障するために必要最小限度の規制のみを認める自由国家的公共の福祉と、社会権の実質的な保障のために自由権を規制する社会国家的公共の福祉とに区別する。
- 5 C説は、新しい人権の法的根拠を憲法13条とすることができないと批判される。

2 憲法改正に関する次のア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア 憲法を改正するのに必要な国会の発議は、各議院の出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- イ 憲法を改正するのに必要な国民の承認は、特別の国民投票によって行わなければならず、国会議員の選挙の際に国民投票を行うことはできない。
- ウ 憲法を改正するのに必要な国民の承認は、国民投票においてその過半数の賛成を必要とする。
- エ 天皇は、日本国及び日本国民統合の象徴であるから、憲法改正について国民の承認が得られたときは天皇の名でこれを公布しなければならない。
- オ 憲法の改正に限界がないという見解に立てば、憲法所定の改正手続に基づいて、憲法の基本原理を変更することも法的に認められる。

- 1 ア, イ
- 2 ア, オ
- 3 イ, エ
- 4 ウ, エ
- 5 ウ, オ

3 次の記述は、選挙の原則に関する教授と学生との問答である。正しい発言をしている学生の組合せとして、最も適當なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

教授 選挙の原則には、どのようなものがありますか。

学生A 平等選挙があります。これは、財力、教育、性別等を選挙権の要件しないという原則であり、憲法は、成年者による平等選挙を保障する旨規定しています。

学生B 憲法は、被選挙権についても、衆議院及び参議院の議員の資格を人種、信条、性別等によって差別してはならない旨規定しています。また、判例は、いわゆる立候補の自由につき、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあるものとして、憲法の保障する重要な基本的人権の一つであるとしています。

教授 ほかにはどのような原則がありますか。

学生C 秘密選挙があります。これは、誰に投票したかを秘密にする原則をいいます。秘密選挙については、憲法上の明文規定はありませんが、公職選挙法において具体的な規定が置かれています。

学生D また、選挙人が公務員を直接に選挙する直接選挙という原則があります。憲法は、衆議院及び参議院の議員の選挙につき、直接選挙を採用する旨明文で規定していませんが、同選挙につき、既に選挙されて公職にある者が選挙人となるという複選制を採ることは、国民意思との関係が間接的になりすぎ、違憲となると解されています。

1 A, B

2 A, C

3 B, C

4 B, D

5 C, D

4 内閣総理大臣に関する次のア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げてい
るのはどれか。

- ア 内閣総理大臣は、衆議院議員の中から、国会の議決で、これを指名する。
- イ 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。ただし、その過半数は、国会議員の中
から選ばれなければならない。
- ウ 内閣総理大臣は、やむを得ない事由があるときに限り、国務大臣を罷免するこ
とができる。
- エ 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署する
ことを必要とする。
- オ 衆議院の解散の実質的決定権の所在に関する憲法上の明文規定は存在しないが、
憲法7条3号により、天皇の国事行為に対して助言と承認を行う内閣総理大臣に
解散の実質的決定権が存するという慣行がある。

- 1 ア, ウ
- 2 ア, エ
- 3 イ, エ
- 4 イ, オ
- 5 ウ, オ

5 最高裁判所による法令違憲の判決の効力に関する次のA, B各説についてのア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのはどれか。

A説 最高裁判所により違憲と判断された法律は、一般的に効力を失う。

B説 最高裁判所により違憲と判断された法律は、当該事件に限って適用が排除される。

ア A説は、憲法を国の最高法規とする憲法98条1項の規定を根拠とする。

イ A説は、法的安定性や予見性を著しく欠くことになると批判される。

ウ A説は、最高裁判所が違憲無効とした法律規定であっても、国会で改廃がされるまでは行政機関が引き続きこれを誠実に執行しなければならないという帰結になってしまふと批判される。

エ B説は、現行制度上、付隨的違憲審査制が採られていることを根拠とする。

オ B説は、国会を唯一の立法機関とする憲法41条に反することになると批判される。

1 ア, エ

2 イ, ウ

3 ア, ウ, オ

4 ア, エ, オ

5 イ, ウ, オ

6 次の文章は、犯罪捜査のために個人の容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を写真撮影することが憲法に違反するかという点に関する最高裁判所の判決の理由の一部である（原文縦書き）。次のア～オの文章を正しい順に並べ替えて、A～Eの空欄に入れるとき、A及びCの空欄に入る文章の組合せとして、最も適当なのはどれか。

「憲法13条は、『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』と規定しているのであつて、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができる。

そして、(A)
しかしながら、(B)
そして、(C)
そこで、(D)
すなわち、(E)」

ア 犯罪を捜査することは、公共の福祉のため警察に与えられた国家作用の一つであり、警察にはこれを遂行すべき責務があるのであるから（警察法2条1項参照），警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれても、これが許容される場合がありうるものといわなければならない。

イ 個人の有する右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである。

ウ その許容される限度について考察すると、身体の拘束を受けている被疑者の写真撮影を規定した刑訴法218条2項のような場合のほか、次のような場合には、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、警察官による個人の容ぼう等の撮影が許容されるものと解すべきである。

エ 個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有するものというべきである。これを肖像権と称

するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。

オ 現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であつて、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもつて行なわれるときである。このような場合に行なわれる警察官による写真撮影は、その対象の中に、犯人の容ぼう等のほか、犯人の身辺または被写体とされた物件の近くにいたためこれを除外できない状況にある第三者である個人の容ぼう等を含むことになつても、憲法13条、35条に違反しないものと解すべきである。

	A	C
1	エ	ア
2	エ	ウ
3	イ	ア
4	ア	ウ
5	ア	エ

7 検閲に関する次の記述のうち、判例の見解に合致するものとして、最も適當なのはどれか。

- 1 税関検査により輸入が禁止される表現物は、一般に、国外においては発表済みのものであり、その輸入禁止は、当該表現物につき事前に発表そのものを一切禁止するというものではないから、公安又は風俗を害すべき書籍、図画等を輸入禁制品として、その輸入を禁止する税関検査は、憲法21条2項前段にいう「検閲」に当たらない。
- 2 裁判所の仮処分による出版物の事前差止めは、憲法21条2項前段にいう「検閲」に当たり、原則として許されないが、個人の名誉を毀損する内容の出版物について、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときは、例外的に許される。
- 3 教科用図書検定（教科書検定）の対象となる図書は、教科書としてでなければ刊行できないのが通常であるから、文部科学大臣の検定に合格しなければ教科書として出版できないこととしている教科用図書検定制度は、表現物の発表を事前に禁止するものとして、憲法21条2項前段にいう「検閲」に当たる。
- 4 著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書や、ポルノ写真・刊行物を、知事が「有害図書」として指定し、それを青少年に販売・配布・貸付け等することなどを禁止する条例は、表現物の内容を事前に審査してその発表を禁止するものであるから、憲法21条2項前段にいう「検閲」に当たる。
- 5 憲法21条2項前段にいう「検閲」とは、公権力が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものをいう。

8 心裡留保、通謀虚偽表示に関する次の記述のうち、最も適當なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 Aが心裡留保によって甲土地をBに売却し、かつ、Aの心裡留保についてBが惡意であった場合、その後にBがAの心裡留保について善意のCに甲土地を転売したとしても、Aは、AB間の売買契約の無効をCに対抗することができる。
- 2 Aが通謀虚偽表示によって甲土地をBに売却し、その後にBがAB間の通謀虚偽表示について善意のCに甲土地を転売した場合、Cは、AB間の売買契約が通謀虚偽表示によって無効であることを主張できない。
- 3 Aが通謀虚偽表示によって甲土地をBに売却して所有權移轉登記をし、BがAB間の通謀虚偽表示について善意のCに甲土地を転売した場合、その後にAがDに甲土地を売却したとしても、AからBに所有權移轉登記がされている以上、Cは、Cに対する所有權移轉登記を具備していなくても、Dに対して甲土地の所有權の取得を対抗することができる。
- 4 Aが通謀虚偽表示によって甲土地にBを抵當權者とする抵當權を設定し、その後にBが甲土地にCを転抵當權者とする転抵當權を設定してその登記を経由した場合で、AB間の通謀虚偽表示についてCが善意であるとき、BからAに対し転抵當權設定の通知がなされていなくても、AはCに対して原抵當權が無効であることを主張できない。
- 5 Aが通謀虚偽表示によって甲土地をBに売却し、その後にBが甲土地をCに転売した場合、Cが、AB間の通謀虚偽表示についてBC間の売買契約の時点ではこれを知らなかったとしても、その後にBから事情を聞いてこれを知るに至ったときは、Cは、Aに対して甲土地の所有權の取得を対抗することはできない。

9 代理に関する次の記述のうち、最も適當なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 Aが甲土地をCに売却する代理権をBに与えていたところ、Bが代金を自己の個人的な借金の返済に充てる意図で、Aの代理人として甲土地をCに売却し、このようなBの意図についてCが悪意であった場合、Bの代理行為は、無権代理行為となる。
- 2 Aが甲動産をCから購入する代理権をBに与えていたところ、Bが、Aのためにする意思で、B個人の名義でCから甲動産を購入した場合、CにおいてBがAのために購入したことを知ったのが契約締結後であったとしても、契約締結時にこれを知ることができたときは、Bの代理行為の効果はAに帰属する。
- 3 Aが甲土地に抵当権を設定する代理権をBに与えていたところ、BがAの代理人として甲土地をCに売却し、その後にCが甲土地をDに転売した場合、DがBに代理権があると信じることにつき正当な理由があるときは、Dは、表見代理について定める民法110条の「第三者」として保護される。
- 4 Cが、Aの代理人であるBとの間で、Bの詐欺行為によって、甲土地をAから購入する契約を締結した場合、このような事情についてAが善意であるときは、Cは、同契約をBの詐欺行為を理由に取り消すことはできない。
- 5 Aが甲土地を売却する代理権をBに与えていたところ、BがAの代理人として甲土地をB自身に売却した場合、同契約はBによる自己契約に当たるから、あらかじめAによる許諾がない限り、契約締結後にAが追認したとしても、Bの代理行為の効果はAに帰属しない。

10 Aが、平成10年4月1日、Bから弁済期を平成11年4月1日と定めて1000万円を借り受けたという事例に関する次の記述のうち、最も適当なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 Aは、平成18年10月1日に時効の利益を放棄することができる。
- 2 Aは、平成20年10月1日に消滅時効を援用することができる。
- 3 Bが、平成18年4月1日、Aに対して1000万円を支払うよう口頭で求めていた場合、Aは、平成22年5月1日に消滅時効を援用することができる。
- 4 Aは、平成22年5月1日、消滅時効が完成していることを知らずに、Bに対して一部弁済として100万円を支払った場合、同年10月1日に消滅時効を援用することができる。
- 5 Aの物上保証人Cは、平成22年5月1日にAの債務の消滅時効を援用することができない。

11 抵当権に関する次のア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのは
どれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア 建物に設定された抵当権の効力は、抵当権設定時に建物に備え付けられていた
畠や障子には及ばない。
- イ 物上保証人は、抵当権を実行しようとする抵当権者に対し、被担保債権の債務
者に資力がある場合、まず債務者に対して支払を請求すべきと主張するこ
とができる。
- ウ 山林に抵当権の設定を受けた抵当権者は、山林から樹木を不法に伐採して搬出
しようとしている者に対し、抵当権に基づき、伐採、搬出をしないよう請求する
ことができる。
- エ 敷地及びその地上建物の所有者が敷地について抵当権を設定し、その後、抵
当権が実行されて建物と敷地の所有者を異にすることとなった場合であっても、抵
当権設定の時に建物についての所有権移転登記が経由されていなかったときは、
建物について地上権が設定されたものとみなされない。
- オ 抵当権が設定された土地を売買により取得した者は、その抵当権が実行された
場合、土地の買受人となることができる。

- 1 ア、イ
- 2 ア、オ
- 3 イ、エ
- 4 ウ、エ
- 5 ウ、オ

12 物権的請求権に関する次の記述のうち、最も適當なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 Aが所有する土地をAから譲り受けたBは、AからBへの所有権移転登記を経由しなければ、その土地を不法占有するCに対し、土地所有権に基づく物権的請求権により土地の明渡しを求めることができない。
- 2 留置権者は、留置権の目的物を第三者に奪われた場合、その第三者に対して留置権に基づく物権的請求権により目的物の返還を請求することができる。
- 3 抵当権の設定された土地が不法に占有されている場合、抵当権者は、不法占有者に対し、抵当権に基づいて妨害の排除を求めるることはできるが、直接自己への土地明渡しを求めることはできない。
- 4 土地を利用する権原なくその土地上に建物を所有するBがCに対し建物を譲り渡したが建物の登記名義人はBのままである場合、土地の所有者Aは、Cに対し、所有権に基づく物権的請求権により建物取去土地明渡しを求めることができる。
- 5 動産売買先取特権の目的物を所有者Aが第三者Bに譲渡し、引渡しもされた場合、先取特権者Cは、Bに対し、先取特権に基づく物権的請求権により目的物を自己に返還するよう求めることができる。

13 不動産物権変動に関する次の記述のうち、最も適当なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 Aは、所有する甲土地をBに譲渡したが、甲土地の登記名義人はAのままになっていた。その後、Aが死亡したところ、Aの相続人であるCは、甲土地がAからBに譲渡されたことを知っていたDに対し、甲土地を譲渡し、Dは、所有権移転登記を経由した。この場合、Bは、Dに対し、甲土地の所有権の取得を対抗することができる。
- 2 Aは、B所有の甲土地を自己の所有であると無過失で信じて占有を開始し、10年間にわたり平穏かつ公然に占有を継続して、甲土地を時効取得したが、Cが時効完成前にBから甲土地につき抵当権の設定を受け、抵当権設定登記を経由していた。この場合、Cは、Aに対し、抵当権の設定を対抗することができる。
- 3 Aは、Bに対し、甲土地を売却し、所有権移転登記手続も行われたが、Bが代金を支払期限までに支払わなかつたため、A、B間の売買契約を解除した。ところが、Bは、売買契約が解除される前に、Cに対し、既に甲土地を転売していた。この場合、Cは、甲土地の所有権移転登記がなくとも、Aに対し、甲土地の所有権の取得を対抗することができる。
- 4 Aは、Bに対し、甲土地を売却し、所有権移転登記手続も行われたが、Aは、強迫を理由にA、B間の売買契約を取り消した。その後、A、B間の所有権移転登記が抹消される前に、Bは、Cに対し、甲土地を売却して引き渡し、所有権移転登記も経由した。この場合、Aは、Cに対し、所有権移転登記の抹消登記を求めることがある。
- 5 Aは、所有する甲土地をBに譲渡し、さらに甲土地を背信的悪意者のCに二重譲渡した。Cは、AからBとCに二重譲渡があったことを知らないDに対し、甲土地を譲渡した。甲土地の登記名義は、AからC、CからDへと順次移転された。この場合、Dは、Bに対し、甲土地の所有権の取得を対抗することができる。

14 A, B, Cの3人が各3分の1の持分で甲建物を共有している事例に関する次の記述のうち、最も適當なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 A, B, Cの3人が共同して甲建物をDに対し賃貸している場合、賃貸借契約を解除するためには、3人全員の同意が必要である。
- 2 甲建物をDが不法占拠している場合、Aは、Dに対し、B又はCの同意なしに、単独で自己の持分を超えて甲建物全部の明渡しを求めることはできない。
- 3 甲建物のBの持分について、無権利者Dが不実の持分移転登記を経由している場合、Aは、単独でその持分移転登記の抹消登記手続を求めることができる。
- 4 CがAとBに無断で甲建物の単独所有登記をした場合、Aは、Cに対し、単独で所有権移転登記を全部抹消するよう求めることができる。
- 5 CがAとBに無断で甲建物の増築を始めた場合、Aは、Bと共同でなければ、Cに対し、増築の中止を求めるることはできない。

15 弁済に関する次のア～エの記述の正誤の組合せとして、最も適當なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア 自ら債務を負っていない第三者は、債権者と債務者の合意で認められた場合以外は、債務の弁済をすることができない。
- イ 借地上の建物の賃借人は、借地人の意思に反する場合であっても、借地人の土地賃貸人に対する地代の弁済をすることができる。
- ウ 不動産所有権の譲渡をもって代物弁済をする場合、債務消滅の効力が生じるには、特約がない限り、単に所有権移転の意思表示をしただけで足り、所有権移転登記手続の完了までは要しない。
- エ 元本のほか、利息、費用の債務が存在し、債権者と債務者との間で、弁済の充当に関する合意がない場合には、債務者が、まず元本に充当することを求めたとしても、債権者はこれを拒絶することができる。

	ア	イ	ウ	エ
1	正	正	正	誤
2	正	誤	正	正
3	正	誤	正	誤
4	誤	正	誤	正
5	誤	正	誤	誤

16 相殺に関する次のア～エの記述の正誤の組合せとして最も適當なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア AがBに対して有する債権について、AとBとの間で相殺禁止の合意があったとしても、それを知らずに債権譲渡を受けたCは、BのCに対する債権を受働債権とし、譲受債権を自働債権として相殺することができる。
- イ Aは、BのAに対する貸金債権を受働債権とし、Bに対する不法行為に基づく損害賠償債権を自働債権として相殺することはできない。
- ウ Aに対して土地を売却したBは、いまだAに対する土地の引渡債務を履行していない場合には、Aに対する売買代金債権を自働債権とし、AのBに対する貸金債権を受働債権として相殺することはできない。
- エ Aに対して土地を売却したBは、Aに対する土地の引渡債務を履行した場合には、Aに対する売買代金債権を自働債権とし、いまだ弁済期の到来していないAのBに対する貸金債権を受働債権として相殺することができる。

	ア	イ	ウ	エ
1	正	正	誤	誤
2	正	誤	正	正
3	正	誤	誤	正
4	誤	正	正	誤
5	誤	正	誤	正

17 AがBに対し、甲土地を売却し、BがAに対して手付を交付したという事例において、次のア～オのうち売買契約の解除の効力が認められるもののみをすべて挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア Aが、口頭により手付の倍額を償還する旨を告げて売買契約を解除した。
- イ 支払期限を経過してもBが売買代金の支払をしないため、Aが直ちに売買契約を解除した。
- ウ Bは、甲土地の引渡しの履行期が到来した後、Aに対し何度もその履行を求め、Aから引渡しがあればいつでも代金の支払ができるよう準備していたが、手付を放棄して売買契約を解除した。
- エ BがAに対し代金の一部を支払った後、AはBに手付の倍額を支払うとともにBから受け取った代金を返還して売買契約を解除した。
- オ 居住目的であることをAに明示して甲土地を購入したが、行政法規の制約により住宅を建築できないことを過失なく知らなかったBが、売主の瑕疵担保責任を理由に売買契約を解除した。

- 1 ア、イ
- 2 ア、エ
- 3 イ、オ
- 4 ウ、エ
- 5 ウ、オ

18 Xが、A所有の甲土地をYに売却したという他人物売買の事例に関する次の記述のうち、最も適当なのはどれか（争いがあるときは、判例の見解による。）。

- 1 XY間の売買契約成立の時から、Aに甲土地を譲渡する意思が全くない場合は、XY間の売買契約は原始的不能であるから無効である。
- 2 売買契約を締結した後、Xが死亡し、AがXを単独で相続した場合でも、信義則に反するような特別の事情のない限り、AはYに対し、甲土地の引渡しを拒むことができる。
- 3 売買契約を締結した時、Xが甲土地はAの所有であることを知っていた場合でも、Xは売買契約を解除することができる。
- 4 Xが、Aに無断でXの名義に所有権移転登記をした上でYとの売買契約を締結し、その際Yが甲土地をXの所有であると信じ、かつそのことについて過失がなかった場合、YはAに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができる。
- 5 売買契約を締結した後、Xが、Xの責めに帰すべき事由により、甲土地の所有権をYに移転することができなかった場合でも、甲土地がAの所有であると知っていたYは、Xに対し、損害賠償請求をすることはできない。

19 敷金に関する次のア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア 貸借人から賃貸人に対し、十分な敷金が差し入れられている場合、賃料不払があっても、敷金がこれに充当されるから、賃貸人は、賃料不払を理由として賃貸借契約の解除をすることはできない。
- イ 賃貸借契約終了時に貸借人に賃料不払の債務がある場合、不払の賃料額分が当然に敷金から控除されるのではなく、当事者による相殺の意思表示が必要である。
- ウ 賃貸借契約終了後の貸借人の目的物返還義務と賃貸人の敷金返還義務は同時履行の関係に立つ。
- エ 賃貸借契約の存続中に目的物である建物が譲渡され、貸借人が建物の譲受人に賃借権を対抗できる場合、貸借人が旧賃貸人に対して差し入れていた敷金の法律関係は、旧賃貸人に対する未払賃料等の債務を控除した残額につき、当然に譲受人に引き継がれる。
- オ 賃貸借契約終了後に目的物の修補に要した費用は、その修補が通常の使用によって生じた損耗に対するものである場合、特約のない限り賃貸人の負担であり、これを敷金から控除することはできない。

- 1 ア、イ
- 2 ア、エ、オ
- 3 イ、ウ
- 4 ウ
- 5 エ、オ

20 不法行為における使用者責任に関する次のア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア 使用者は、被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたことを証明した場合、責任を免れる。
- イ 使用者責任に基づき、使用者が被害者に全額の損害賠償を行った場合であっても、被用者が民法709条の不法行為責任に基づき被害者に全額の損害賠償を行う義務は存続する。
- ウ 使用者の事業は、常利かつ適法なものであることを要する。
- エ 被用者の加害行為は、使用者の事業の執行についてされたものであることが必要であるが、これは、その加害行為が、被用者の職務執行行為そのものには属しないが、行為の外形から観察して、あたかも被用者の職務の範囲内の行為に属するものとみられる場合も含む。
- オ 普段から業務として使用者である会社の自動車を運転していた被用者が、終電車に乗り遅れたため、その自動車を無断で持ち出して運転して帰宅する途中、被害者を轢いて死亡させた。この場合、被用者の行為は、使用者の事業の執行についてされたものであることの要件を満たさない。

- 1 ア、イ
- 2 ア、エ
- 3 イ、オ
- 4 ウ、エ
- 5 ウ、オ

以下40ページの30問までは刑法選択者の問題です。

21 次の文章の①～⑪の空欄に語句群から適切な語句を入れると、不作為犯に関する説明文となる。空欄に入る語句の組合せとして適當なもののみを挙げているのはどれか。

不作為犯は、（①）と（②）に大別される。（①）とは、構成要件が不作為の形式を採用するものであり、（③）などが例として挙げられる。（②）とは、作為の形式で規定された構成要件が不作為によって実現されるものである。

（②）を認めることは（④）との見解もあるが、構成要件的行為は、いずれもある程度（⑤）に規定されているのが通例であるから、作為犯の形式で規定された構成要件的行為も、明らかに不作為を排除する趣旨が示されていない限り、日常用語的には不作為による遂行をも含む趣旨に解することができるものが多く、（④）ことにはならない。

かつては、「無から有は生じない」ということで、不作為は結果への因果性が欠けるという議論があった。しかし、近時は、不作為とは（⑥）と解することにより、結果との間の因果性が認められるとされている。すなわち、（⑦）という関係が認められれば、因果関係があるとするのである。

もっとも、（②）について、形式的に結果と因果関係の認められる不作為をすべて処罰するということになると、（⑧）ことになり妥当でない。そこで（②）の成立が認められるには、不作為と構成要件的結果との間に因果関係が認められるに加えて、行為者に（⑨）が認められる必要があると解されている。（⑨）は、法令のみならず、契約、事務管理、慣習、条理等を根拠に発生するとされる。また、（⑩）ことは妥当でないから、（⑨）の前提として、（⑪）も必要である。

【語句群】

- ア 真正不作為犯 イ 不真正不作為犯
- ウ 刑法108条の現住建造物等放火罪 エ 刑法190条の死体遺棄罪
- オ 刑法218条後段の保護責任者不保護罪 カ 具体的 キ 抽象的

- ク 何もしないこと
- ケ 一定の期待された行為をしないこと
- コ 当該期待された行為がなされたならば、当該結果が生じなかつたであろう
- サ 当該行為をしなければ、当該結果が生じなかつたであろう
- シ 罪刑法定主義に反する　ス　処罰範囲が広がり過ぎる
- セ 法が人に不可能を強いる　ソ　故意　タ　作為の可能性
- チ 道義的な作為義務　ツ　法的な作為義務

(参照条文)

刑法108条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。

刑法190条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、3年以下の懲役に処する。

刑法218条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかつたときは、3月以上5年以下の懲役に処する。

- 1 ①—ア, ④—ス, ⑨—ツ
- 2 ②—ア, ⑤—キ, ⑧—シ
- 3 ②—イ, ⑧—ス, ⑪—ソ
- 4 ③—ウ, ⑥—ケ, ⑩—ス
- 5 ③—オ, ⑦—コ, ⑩—セ

22 刑法上の占有に関する次のA～Dの記述の正誤の組合せとして最も適當なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- A 甲は、乙が、公園のベンチ上にポシェットを置き忘れたまま、公園を出て、ベンチから約27m離れた地点まで歩いて行ったのを見て、周囲に人もいなかったことから、そのポシェットを取って立ち去ったという事案では、領得の時点で乙が置き忘れたことに全く気付いていない以上は、ポシェットに対する乙の占有を認めることはできないから、甲には窃盗罪ではなく、占有離脱物横領罪が成立する。
- B 甲は、深夜、ゴルフ場に侵入し、ゴルファーが誤ってゴルフ場内の人工池に打ち込み放置したいわゆるロストボールを回収して持ち去ったという事案では、ゴルフ場側で、早晚、そのロストボールの回収、再利用が予定されていたという場合には、ゴルフ場管理者のロストボールに対する占有が認められるから、甲には占有離脱物横領罪ではなく、窃盗罪が成立する。
- C 甲は、野外において、乙を殺害した直後、乙が身に着けていた腕時計が欲しくなって、腕時計を取って立ち去ったという事案では、甲に財物を領得する意思が生じたのが乙の死亡後である以上は、その時点で、腕時計に対する乙の占有を認めることはできないから、甲には窃盗罪ではなく、占有離脱物横領罪が成立する。
- D 甲は、乙から、衣類を入れて梱包された段ボール箱を預かっていたが、古着屋に売って小遣いを稼ぐ目的で、梱包を解いて段ボール箱から衣類を取り出したという事案では、段ボール箱自体の占有は甲にあるとしても、段ボール箱の中の個々の衣類についての占有はいまだ乙にあるから、甲には横領罪ではなく、窃盗罪が成立する。

	A	B	C	D
1	正	正	誤	誤
2	正	誤	誤	正
3	誤	正	正	誤
4	誤	正	誤	正
5	誤	誤	正	正

(余 白)

23 学生A～Cは、違法性の錯誤に関して次のとおり議論している。各学生の発言中の①～⑦の空欄に語句群から適切な語句を入れた場合の組合せとして適當なもののみを挙げているのはどれか。

【発言】

学生A 私は、（①）という見解が正しいと考えているよ。

学生B Aさんの説に対しては、（②）という批判が妥当すると思うな。それに、Aさんの説では、刑法38条3項の存在が合理的に説明できなくなってしまうと思うよ。なぜなら、Aさんの説では、刑法38条3項を（③）と解することになると思うけれど、この考え方によると、刑法学者や大学などで刑法を学んだ人のみが処罰されるのではないという当然のことを規定したものに過ぎないということになり、同条項の存在理由がなくなり、不合理だよ。だから、（④）という見解が正しいと考えるべきだよ。

学生C 私は、反対だな。

なぜなら、Bさんの説に対しては、（⑤）という批判が妥当するからだよ。

私は、（⑥）という見解が正しいと考えているよ。

学生A いや、Cさんの説は、違法性の錯誤を故意の存否に関する問題と考える点では私の説と共通するけれど、（⑦）という批判が妥当するから反対だな。

【語句群】

- a 違法性の意識は故意の要素であり、違法性の錯誤は故意を阻却する
- b 違法性の意識の可能性を故意の要件とし、違法性の錯誤に相当の理由があり、それが回避不可能であった場合には故意を阻却する
- c 違法性の意識の可能性を故意・過失に共通の別個独立の責任要素とする
- d 故意とは認識であるから、認識可能性をその要素とすることはできない
- e 常習犯や確信犯を処罰できなくなる
- f 超法規的責任阻却を認めるもので、法規上の根拠を欠く

g 違法性の錯誤がやむを得ない事情に基づくときは行為者に対する非難が減少する趣旨の規定

h 自己の行為が違法であることは認識していたが、具体的にどの刑罰法規に該当するのかを知らなかったときの規定

(参照条文)

刑法38条3項 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとするることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

1 ①—a, ②—d, ③—h

2 ①—a, ③—h, ⑤—f

3 ②—e, ③—g, ⑥—b

4 ③—g, ④—c, ⑤—d

5 ③—h, ④—b, ⑦—d

24 次の記述は、公務執行妨害罪における職務の適法性に関する教授と学生との問答である。教授及び各学生の発言中の①～⑧の空欄に語句群から適切な語句を入れた場合の組合せとして適當なもののみを挙げているのはどれか。

【発言】

教 授 警察官が被疑者を窃盗罪で現行犯逮捕したが、裁判の結果、その者に対し無罪が言い渡されたような場合に、その現行犯逮捕行為に対する妨害行為について、公務執行妨害罪が成立するかについて議論しましょう。この点については、公務員の職務が適法かどうかは誰の視点で判断されるべきかに着目して考えてみてください。

まず、この点に関し、警察官の抽象的職務権限を重視して、(①) という見解がありますが、どう考えますか。

学生A 私は、反対です。なぜなら、(②) からです。

私は、(③) という見解が正しいと考えます。

学生B 私も、教授の挙げられた見解には反対ですが、Aさんの見解にも反対です。
なぜなら、Aさんの見解に対しては(④) という批判が妥当するからです。

私は、(⑤) という見解が正しいと考えます。

学生A Bさんの見解に対しては、(⑥) という批判が妥当すると思います。

また、私の見解に対するBさんの批判は当てはまらないと思います。なぜなら、私の見解は、(⑦) が職務の適法性を判断するといつても、その判断の基準となる時点は逮捕時だという見解だからです。

教 授 そうすると、職務の適法性は逮捕時の状況に基づいて(⑧) に判断されるべきであるという意味においては、AさんとBさんの見解に相違はないようですね。

難しい問題ですが、他の論点と併せて更に検討を続けて下さい。

【語句群】

- a 一般人からみて職務が適法であると判断されるか否かを基準とすべき
- b 裁判官からみて職務が適法であると判断されるか否かを基準とすべき
- c 警察官が自己の行為を適法であると信じたか否かを基準とすべき
- d 被疑者を逮捕する要件が備わっているのに、裁判において無罪が言い渡されれば、逮捕時に遡って逮捕が違法となるというのでは、公務に対する保護が不十分である
- e 警察官が自己の行為を適法であると信じていれば当該職務は保護に値するということになれば、職務が適法であることを要しないとする見解と大差ないことになる
- f 職務が適法かどうかという基準が曖昧になる
- g 一般人 h 裁判官 i 警察官 j 客観的 k 主観的

- 1 ①—a, ③—b, ⑦—h, ⑧—j
- 2 ②—f, ④—d, ⑦—g, ⑧—k
- 3 ①—c, ④—d, ⑦—h, ⑧—j
- 4 ②—e, ⑤—a, ⑦—i, ⑧—k
- 5 ①—c, ③—b, ⑦—g, ⑧—j

25 学生A～Cは、具体的事実の錯誤に関して、次のI～IIIの見解のうち、互いに異なるものを採用し、議論している。学生とその採用する見解の組合せ及び各学生の発言中の①～⑥の空欄に語句群から適切な語句を入れた場合の組合せとして適當なもののみを挙げているのはどれか。ただし、空欄には同じ語句を何度も入れてもよい。

【見解】

- I 認識した内容と発生した結果とが法定の構成要件内で符合している場合には、故意は阻却されない。1人にしか結果を発生させるつもりがなかった場合には、故意犯は1個しか成立しない。
- II 認識した内容と発生した結果とが法定の構成要件内で符合している場合には、故意は阻却されない。1人にしか結果を発生させるつもりがなかった場合であっても、当該行為から因果関係をもって生じた全ての結果又はその危険について故意が認められる。
- III 認識した内容と発生した結果とが具体的に符合しない限り、故意は阻却される。

【発言】

学生A 私たちの考え方は、まず故意の認識対象を抽象的に考えるか、具体的に考
えるかという点で分かれているようだね。

学生C そうだね。Aさんや私の考え方立つと、《(1) 甲が、目の前にいる人物
がXだと思って包丁で刺したが、その人物はXではなくYであった》という
事案については、およそ「人」を殺そうとして「人」が死んだのであり、刑
法199条の「人を殺した者」という法定の構成要件において、「人」という抽
象的レベルで認識した事実と発生した事実は符合するから、故意を認めると
いう説明になるね。

学生B しかし、刑法199条は、個々人の差異を捨象した概念としての「およそ人」
を保護の対象としているのではなく、生命という法益は一身専属的であるこ
とから、それぞれの人を他の人とは独立に保護しているのであり、あなたた
ちのように考えることは、構成要件を過度に（①）するものであって許
されないとと思うよ。

学生A 他方、《(2) 甲が、目の前にいるXを殺そうと思ってピストルを撃ったところ、弾丸がXの体を貫通してYにも当たり、これによってX及びYが死亡した》という事案の結論について、Cさんと私の考え方は違うようだね。

学生C 私は、刑法38条2項に定める責任主義の観点から、そのような事案においてはXに対する（②）とYに対する（③）が成立すると考える。

学生A 私は、「およそ人」という基準で故意を肯定するという前提に立つ以上、その趣旨を徹底すべきであり、（④）べきであると考える。

学生B Aさんのように考えると、(2)のような事案では、Xに対する（⑤）とYに対する（⑥）が成立することになるね。

【語句群】

ア 具体化 イ 抽象化 ウ 殺人罪 エ 過失致死罪

オ 狙った客体に結果が生じた場合にはその客体に対してのみ故意犯の成立を認め、狙った客体に結果が生じず、他の客体に結果が生じた場合には、結果が生じた客体に対してのみ故意犯の成立を認める

カ およそ生じた結果の数だけ故意犯の成立を認める

(参照条文)

刑法38条2項 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。

- 1 A—I, ①—イ, ④—オ
- 2 A—II, ②—ウ, ⑥—エ
- 3 B—II, ③—エ, ⑤—ウ
- 4 B—III, ④—カ, ⑥—ウ
- 5 C—II, ③—エ, ④—オ

26 放火罪に関する次のA～Cの記述の正誤の組合せとして最も適当なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- A 複数の木造建物が長い木製の廊下でつながっており、そのうち一つの建物に宿直している守衛らが複数の建物全体を定期的に巡回しているような場合には、物理的に見ても、機能的に見ても、その全体が一個の現住建造物と認められるため、放火した建物自体に現に人がいなかったとしても、現住建造物等放火罪（刑法108条）が成立する。
- B 自己の所有する自動車に対して放火し、公共の危険が発生したが、行為者に公共の危険が発生することの認識がなかった場合には、建造物等以外放火罪（刑法110条）は成立しない。
- C 建造物に対する放火は、火が媒介物を離れて、建造物が独立に燃焼を継続する状態になれば実行の着手が認められ、建造物の重要な部分が焼失しその効用を失った段階で既遂に達する。

（参考条文）

刑法108条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。

刑法109条 1項 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、2年以上の有期懲役に処する。

同条 2項 前項の物が自己の所有に係るときは、6月以上7年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。

刑法110条 1項 放火して、前2条に規定する物以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

同条 2項 前項の物が自己の所有に係るときは、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	正	正	誤
2	正	誤	正
3	正	誤	誤
4	誤	誤	正
5	誤	正	誤

27 次の文章の空欄①～⑥に語句群から適切な語句を入れると、共同正犯からの離脱に関する記述となる。空欄に入る語句の組合せとして適當なもののみを挙げているのはどれか。ただし、空欄には同じ語句を何度入れてもよい。

甲が、ある犯罪について乙と共謀したが、犯罪が終了するまでの間に、任意に犯罪遂行の過程から離れた場合、甲に対し、どのような責任を科すべきであろうか。共同正犯からの離脱と呼ばれる問題である。

この問題について、(①)からすれば、乙が発生させた法益侵害と甲の行為との間の因果関係が遮断されていれば、甲に共同正犯の責任を負わせる必要はないといえる。そして、いかなる場合に離脱が認められるかについて、(②)の前後で区別して考える見解がある。すなわち、(②)前は、(1)甲が乙に対して共謀関係から離脱する旨の意思表示したことと、(2)乙が甲の離脱を了承したことを要件に離脱を認め、(②)後は、(1)(2)に加え、(3)当初の共謀に基づく実行行為が行われることを阻止するために積極的な結果防止行為をとったことを要件に離脱が認められるとする見解である。

この見解に従って、X車から金品を窃取することを考えていた乙が甲を誘った上、甲と乙でX車からの窃盗を計画したという事案について、場合を分けて甲にいかなる罪が成立するか考えてみることにする。

まず、2人がX車に近づこうとした直前に、甲が乙に「やっぱり俺やめる。」と言い、乙が「分かった。」と言った後、そのまま乙が1人でX車の中に入つて金品を窃取した場合、甲は(③)となる。また、甲と乙が計画に基づきX車の中に入つて物色を開始した時点で、甲が乙に「やっぱり俺やめる。」と言い、乙が「分かった。」と言ったので、甲がその場を立ち去ったが、その後残った乙がX車から金品を窃取した場合、甲は(④)となる。さらに、甲と乙が計画に基づきX車の中に入つて物色を開始した時点で、甲が乙に「やっぱりやめよう。」と言い、乙が「分かった。」と言ったが、乙が物色行為をやめなかつたため、甲が乙をX車の外に連れ出したが、乙が甲に暴行を加えて気絶させ、乙がX車から金品を窃取した場合、甲は(⑤)となる。そして、この場合には、さらに甲に(⑥)が成立するかどうかが問題となる。

【語句群】

ア 因果的共犯論 イ 責任共犯論 ウ 實行の着手 エ 共謀
オ 竊盜既遂罪 カ 竊盜未遂罪 キ 不可罰 ク 中止犯 ケ 不能犯

1 ①イ ②エ ④オ

2 ②ウ ③カ ⑤オ

3 ③キ ⑤カ ⑥ケ

4 ①ア ④カ ⑤オ

5 ④オ ⑤カ ⑥ク

28 刑法217条においては「遺棄」が、同法218条においては「遺棄」及び「生存に必要な保護をしな」いこと（不保護）がそれぞれ構成要件的行為として規定されている。学生A～Dは、同法217条及び218条の「遺棄」の定義に関して、次のI～IVの見解のうち、互いに異なるものを採用して議論している。学生とその採用する見解の組合せとして最も適当なのはどれか。

【見解】

- I 刑法217条の「遺棄」は、作為による移置（「移置」とは、被遺棄者の場所的移転を伴うものをいう。以下同じ。）に限られるが、同法218条の「遺棄」にはこれに加え、不作為による置き去り（「置き去り」とは、被遺棄者の場所的移転を伴わないものをいう。以下同じ。）が含まれる。
- II 刑法217条の「遺棄」には、作為による移置に加えて、作為による置き去りが含まれるが、同法218条の「遺棄」にはこれらに加え、一定の不作為による移置又は置き去りが含まれる。
- III 刑法217条及び218条の「遺棄」には、作為による移置又は置き去りのみならず、不作為による移置又は置き去りも含まれる。
- IV 刑法217条及び218条の「遺棄」は、作為による移置に限られる。

【発言】

学生A Cさん、Dさんの見解は、217条と218条は隣り合う条文なのに遺棄の概念を異なるように解釈している点で不自然だと思うよ。

学生B 私もその点についてはAさんと同感だな。

学生C Aさんの見解によると、例えば、甲が乙を助ける義務があるのに乙を助けなかった場合に、217条の単純遺棄罪が成立する場合と、218条の保護責任者遺棄罪が成立する場合があることになるけど、その区別は実際には難しいと思うよ。

学生D Cさんは、作為による置き去りや、不作為による移置がありうることを見落としているんじゃないかな。

学生A Bさんは不作為の場合は全て218条の不保護で処罰すべきというけど、なぜ不作為の場合に217条の場合よりも重く処罰されるのかその理由がよく分からぬね。

(参照条文)

刑法217条 老年，幼年，身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は，1年以下の懲役に処する。

刑法218条 老年者，幼年者，身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し，又はその生存に必要な保護をしなかったときは，3月以上5年以下の懲役に処する。

	A	B	C	D
1	III	IV	I	II
2	II	III	IV	I
3	IV	III	I	II
4	III	IV	II	I
5	I	II	III	IV

29 学生A, Bは、正当防衛の成立要件に関して、次のとおり議論している。各発言中の①～⑥の空欄に語句群から適切な語句を入れた場合の組合せとして適當なもののみを挙げているのはどれか。

【発言】

学生A 甲が乙に対して突然殴りかかってきたので、乙が身を守るために甲を殴り返した場合、乙の行為については正当防衛が成立するよね。では、乙が、甲が殴りかかってくるかもしれない予測していた場合、正当防衛は成立するだろうか。

学生B 私は、(①)と考えるよ。

学生A 私もそう考えるよ。では、乙が、甲が殴りかかってくるかもしれない予測していただけでなく、その機会を利用して積極的に甲に対して暴行を加える意思で、甲が殴りかかってくるのを待ち構えていた場合はどうだろうか。

学生B 私は、(②)と考えるよ。

学生A その点は私の見解と異なるね。私は、(③)と考えるよ。

学生B でも、侵害の急迫性は、客観的事態として危険が差し迫っていることを意味するものと考えるべきではないかな。Aさんの見解は、侵害の急迫性を客観的に捉えていないのではないかと思うのだけれど。

学生A しかし、Bさんの見解にも疑問があるよ。防衛の意思是、(④)だから、反撃行為に及ぶ以前の段階で、侵害を予期しながら積極的加害意思をもって侵害に臨んだ場合には、(⑤)の要件を検討すべきではないかな。私は、そのような場合にその要件が欠けるのは、(⑥)という正当防衛の緊急行為としての本質に反するからだと考えるよ。

【語句群】

- a 不正の侵害に対し現に反撃行為に及ぶ時点で問題となるもの
- b 不正の侵害に対し現に反撃行為に及ぶ以前の段階で問題となるもの
- c 侵害が予期された場合には、侵害の急迫性が失われるから、正当防衛は成立しない
- d 侵害が予期されたとしても、侵害の急迫性は失われないから、正当防衛が成立する

- e 法の自己保全 f 法益の均衡
- g 乙が侵害を予期し, かつ積極的加害意思をもって侵害に臨んだ場合には, 侵害の急迫性の要件を満たさないから正当防衛は成立しない
- h 乙が侵害を予期し, かつ積極的加害意思をもって侵害に臨んだ場合にも, 侵害の急迫性は失われないが, 防衛の意思を欠くから正当防衛は成立しない
- i 防衛の意思以前に, むしろ侵害の急迫性
- j 防衛の意思とともに侵害の急迫性

- 1 ②— h, ⑤— i, ⑥— e
- 2 ②— g, ④— b, ⑤— j
- 3 ①— d, ③— h, ⑤— j
- 4 ①— c, ③— g, ④— a
- 5 ①— d, ④— a, ⑥— f

30 財産罪に関する次の記述のうち、最も適當なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 Aは、レストランで、代金支払の意思も能力もないのにこれがあるかのように装って料理を注文し、出された料理を食べた後、車から財布を取つてくると偽って店外に出てそのまま逃走した。Aは欺罔行為により代金支払債務を免れていますので、刑法246条2項の詐欺罪が成立する。
- 2 Aは、自己の所有する土地について、債権者Bのために抵当権を設定したが、その登記をする前に、同じ土地について債権者Cのために抵当権を設定し、その登記をした。AはBの抵当権設定登記に協力する義務があり、同義務はBのために負うものであるから、同義務に違反したAに背任罪が成立する。
- 3 Aは、BがAから借りた100万円をなかなか返済しなかったことから、Bを脅して返済させようと考え、Bに対し、殴る蹴るの暴行を加えて貸金を返済するよう要求し、この要求に応じなければさらに危害を加えかねない気勢を示して脅迫し、Bを畏怖させて100万円を交付させた。AがBに交付させた金員は貸金の範囲内であるので、Aに暴行罪・脅迫罪は成立しても恐喝罪は成立しない。
- 4 Aは、銀行の支店長であるが、取引先のB社が多額の負債を抱えて倒産に瀕していることを知りながら、B社の利益を図る目的で、銀行からB社に対する1,000万円の無担保貸付けを実行した。銀行はB社に対して1,000万円の貸金債権を取得するから、貸付けの時点でAに背任罪が成立するとはいえないが、Bが倒産し、貸金の返済を受けられなくなった時点でAに背任罪が成立する。
- 5 Aは、500円の商品を購入するに際し5千円札を渡したところ、店員は1万円札を受け取ったと勘違いして9,500円の釣銭をAに渡した。Aは自宅に戻った後釣銭が多いことに気が付いたが、その旨を店に連絡しなかった場合、Aに詐欺罪が成立する。

(参照条文)

刑法247条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害をえたときは、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

以下50ページの40問までは経済理論選択者の問題です。

31 国民経済計算（SNA）を前提として、政府支出が105兆円、租税が80兆円、経常収支黒字が20兆円とする。このとき民間部門における投資と貯蓄の関係について、最も適当なのはどれか。

- 1 貯蓄が投資を45兆円上回る。
- 2 貯蓄が投資を5兆円上回る。
- 3 投資と貯蓄は等しい。
- 4 投資が貯蓄を5兆円上回る。
- 5 投資が貯蓄を45兆円上回る。

32 わが国のGDPデフレータと消費者物価指数に関する次のア～エの記述のうち、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア GDPデフレータと消費者物価指数は、対象とする財・サービスに違いはあるが、計算方法は同じである。
- イ GDPデフレータは四半期ごとに、消費者物価指数は月ごとに公表される。
- ウ 地価の変動は、消費者物価指数には影響しないが、GDPデフレータには影響する。
- エ 2000年から2005年にかけて、消費者物価指数よりもGDPデフレータの方が下落率は大きかった。

- 1 ア, イ
2 イ, ウ
3 ウ, エ
4 ア, ウ
5 イ, エ

33 ある国のマクロ経済が次のようなIS-LMモデルによって表されるとする。ただし、国際貿易はないものとし、当初は政府部門による公共投資もないものとする。

$$C = 30 + 0.8Y$$

$$I = 40 - 400r$$

$$L = 0.2Y - 600r + 200$$

$$M = 750$$

$$P = 3$$

$$G = 0$$

(C :消費, Y :国民所得, I :投資, r :利子率, L :貨幣需要, M :名目貨幣供給, P :物価水準(指數), G :政府部門による公共投資)

ここで完全雇用国民所得水準を340とした場合、完全雇用を達成するために公債を財源にした公共投資がいくら必要か。

- | | |
|---|----|
| 1 | 8 |
| 2 | 10 |
| 3 | 12 |
| 4 | 15 |
| 5 | 20 |

34 現在の為替レートが1ドル=100円、ドル建ての米国債の金利が年率5%，円建ての日本国債の金利が3%であったとする。金利平価説に基づくと、1年後の為替レートは1ドル=何円になるか。

- 1 96.8円
- 2 97.5円
- 3 98.1円
- 4 100円
- 5 101.1円

35 フィリップス曲線に関する以下の次のア～オの記述のうち、適當なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア フリードマンの自然失業率仮説によると、短期フィリップス曲線は自然失業率水準で垂直となる。
- イ フィリップス曲線は、期待インフレ率が高いほど傾斜が急になる。
- ウ フリードマンは、フィリップス曲線は名目賃金の変化を実質賃金の変化と錯誤することによって生じると指摘した。
- エ 合理的期待形成仮説によると、常にフィリップス曲線は垂直であり、インフレ率と失業率の間にトレードオフ（一方を良くしようとすると他方を犠牲にせざるを得ないという関係）はないとされる。
- オ ニューケインジアンの経済理論によると、実質賃金は均衡水準よりも高めに決定される傾向があるとされる。

- 1 イ
2 ウ
3 ウ, オ
4 ア, イ, エ
5 ア, エ, オ

36 鎮国をしているA国のある財Xの国内市場の需要曲線は $Q^D = 80 - 4P$ (Q^D は国内の需要量, P は価格) であり, 供給曲線は $Q^S = P - 10$ (Q^S は国内の供給量, P は価格) である。財Xの世界価格が12である場合に, A国が財Xの市場を開放し自由貿易を行うと, A国の総余剰は, 市場開放前後でどのように変化するか。ただし, A国は小国であり, A国の取引活動は世界価格に影響を与えないものとする。

- 1 総余剰は90だけ増加する。
- 2 総余剰は126だけ増加する。
- 3 総余剰は変化しない。
- 4 総余剰は84だけ減少する。
- 5 総余剰は132だけ減少する。

37 價格受容者である企業Aの短期の生産量決定について考える。企業Aが x 単位の財の生産を行った場合の平均可変費用は $AVC(x) = \frac{x^2}{3} - 2x + 5$ であり、固定費用は40であるものとする。財の価格が17であるときに、企業Aが利潤最大化を行った結果、得られる利潤はいくらになるか。

- 1 16
- 2 32
- 3 72
- 4 96
- 5 102

38 ある財の市場の需要曲線が $D = a - bP$ (D : 市場全体の需要量, P : 市場価格), 供給曲線が $S = -c + dP$ (S : 市場全体の供給量, P : 市場価格) であり, 需要曲線と供給曲線の交点が 1 つであるとき, この交点がマーシャル安定な均衡となるための必要十分条件として最も適当なのはどれか。

- 1 $|b| < |d|$
- 2 $-\frac{1}{b} < \frac{1}{d}$
- 3 $b < d$
- 4 $-b < d$
- 5 $b > 0$ かつ $d > 0$

39 ある財を供給する独占企業の生産量 y と雇用者数 L の関係が、

$$0 \leq L \leq 3 \text{ のとき } y = 0$$

$$L > 3 \text{ のとき } y = \sqrt{L-3}$$

であるとする。雇用者一人当たりの賃金が 3 であり、需要曲線が $P = 16 - y$ (P : 市場価格) であるとき、この独占企業の利潤の最大値はいくらか。

1	3
2	5
3	7
4	9
5	11

40 次の表は、個人Aが戦略S, T, Uのいずれかを、個人Bが戦略X, Y, Zのいずれかをそれぞれ選択したときの利得を表したものである。ただし、各マスの左側の値は個人Aの利得、右側の値は個人Bの利得をそれぞれ表す。このゲームにおける純粋戦略ナッシュ均衡をすべて導出した場合、それぞれの均衡で個人Aが得る利得を合計した値はいくらか。

		X	Y	Z	
		S	7 , 6	1 , 3	5 , 5
		T	2 , 4	0 , 9	0 , 3
		U	4 , 9	6 , 9	3 , 7

- | | |
|---|----|
| 1 | 7 |
| 2 | 9 |
| 3 | 11 |
| 4 | 13 |
| 5 | 15 |

以上